

公益社団法人日本環境教育フォーラム 定款

平成22年6月 1日制定

平成23年6月24日改正

平成28年5月23日改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本環境教育フォーラムと称し、その英文は J a p a n
E n v i r o n m e n t a l E d u c a t i o n F o r u mとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都荒川区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 この法人は、日本全国及び海外における自然体験や自然教育などの環境保全意欲の増進及び環境教育（以下「環境教育等」という。）に関する企画、運営及び実施、及び環境教育等に関する情報の収集、整備、提供、調査研究及び知識の普及等を図るとともに、環境教育等に関する個人・団体間の交流の促進及び人材・指導者の育成、及び環境教育等の活動を支援すること等により、内外の環境教育等を推進し、国民の中に環境保全の健全な思想を育むなど、もって地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備に寄与することを目的とする。

(規 律)

第4条 この法人は社員総会が別に定める倫理規定の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(公益目的事業)

第5条 この法人は、第3条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 環境教育等に関する企画、運営及び実施
- (2) 環境教育等に関する情報の収集、整備及び提供
- (3) 環境教育等に関する調査研究
- (4) 環境教育等に関する知識の普及及び啓発のための事業
- (5) 環境教育等に関する政策の提言

- (6) 環境教育等に関する個人・団体間の交流の促進
 - (7) 環境教育等の活動に係る人材や指導者の育成及び指導者の派遣
 - (8) 環境教育等に関する活動及び調査研究への助成その他による支援
 - (9) その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に定める事業においては、行政、地域、企業、NPO団体等との連携、協働に努めるものとする。
- 3 第1項の事業については、日本全国及び海外において行うものとする。

(その他の事業)

- 第6条 この法人は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて環境教育等に関する収益事業等を行う。
- 2 前項の事業においては、日本全国及び海外において行うものとする。

(事業年度)

- 第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種別)

- 第8条 この法人の会員は次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同してこの法人の一層の発展のために活動する個人又は団体
 - (2) 普通会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体（正会員を除く。）
 - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (4) 特別会員 この法人に功労のあった個人又は団体で、理事会の決議をもって推薦された者

(入 会)

- 第9条 この法人に正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を提出し、社員総会において別に定める基準に従い、理事会の承認を得なければならない。その入会については、これを本人に通知するものとする。
- 2 普通会員または賛助会員として入会しようとする者は理事会が別に定める入会申込書の提出をもって入会することができる。なお、普通会員においてはホームページ上でのオンライン入会に替えることができる。
- 3 特別会員に推薦された者は、入会の手続を要せず本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会 費)

第10条 会員は、社員総会において別に定めるところにより入会金及び会費を納入しなければならない。

2 前項に定める入会金及び会費は、その2分の1は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用に充てるものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき、又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第12条 会員は、書面で届けることにより、任意に退会することができる。ただし、普通会员においては書面によらないことができる。

(除 名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対して、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、納付された入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 1人又は2人

2 理事のうち、1人を一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

3 代表理事を除く理事のうち、1人を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員（団体の場合にあつてはその代表者）及び学識経験を有する者の中から各々選任する。

2 理事会は、その決議によって、理事より会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事を各1人選任することができる。

3 前項で選任された理事長をもって前条第2項に定める代表理事とする。

4 理事会は、その決議によって、代表理事を除く理事より1人を前条第3項に定める業務執行理事として選任することができる。

5 監事は理事または使用人を兼ねることはできない。

6 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

8 理事又は監事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人の業務を総覧する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

5 業務執行理事を選任したときは、業務執行理事は理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

6 専務理事は、理事長を補佐する。

- 7 常務理事は、専務理事を補佐する。
- 8 理事長及び業務執行理事は、事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行状況を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び業務報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に社員総会の招集を請求し、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、理事会の招集にあつては、その請求があつた日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第15条第1項で定めた役員の員数が欠ける場合には、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第20条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

2 前項により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、この法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(報酬等)

第21条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事の業務執行の対価として報酬等を支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員の報酬等及び費用に関する規定による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第23条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事会の諮問に応ずる。

4 顧問は、非常勤とし、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 社員総会

(種別)

第24条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第25条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1人若しくは1団体につき1個とする。

(権能)

第26条 社員総会は、次の事項を審議、決議する。

(1) 役員を選任及び解任

- (2) 役員報酬等の額の決定又はその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
 - (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (10) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第28条第5項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第27条 定時社員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、招集の請求が理事にあったとき。
- (3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - 一 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
 - 二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第28条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により当該正会員が招集するときを除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会は、すべての正会員の同意がある場合には、第4項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

4 社員総会を招集するときは、理事会（前条第2項第3号の規定による場合は当該正会員）は次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 社員総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができる
こととするときは、その旨

(5) その他法令で定める事項

5 社員総会の招集は前項各号に掲げる事項を記載した書面をもって、若しくは政令に定めるところにより当該正会員の承諾を得て電磁的方法により開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、前項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第30条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第31条 社員総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

3 前2項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることはできない。

(書面表決等)

第32条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって、若しくは電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第34条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(正会員への通知)

第35条 総会で決議した事項は、正会員に通知する。

第5章 理事会

(構成)

第36条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第37条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、理事長（代表理事）、専務理事、及び常務理事並びに業務執行理事の選任及び解職

2 理事会は次にあげる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第47条の責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度6月及び3月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第18条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは各理事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に規定する請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、前条第2項の場合には出席理事の互選による。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第42条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案の決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条8項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名、押印しなければならない。ただし、第39条第2項の場合にあっては、出席した理事及び監事とする。

(理事への通知)

第46条 理事会で決議した事項は、すべての理事及び監事に通知する。

第6章 役員等の損害賠償責任

(役員等の責任軽減)

第47条 この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員等の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 財産及び会計

(財産の種別)

第48条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 理事会で、基本財産とすることを決議した財産

(2) 公益法人への移行日以降に基本財産として寄付された財産

3 この法人の公益法人への移行時の基本財産は、公益法人への移行時の財産目録で、基本財産として特定された財産とする。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

5 公益認定を受けた日以降に寄付を受けた財産又は交付を受けた補助金その他の財産については、その2分の1は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用に充てるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第49条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事

会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用等)

第50条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第51条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という）並びに財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会において承認をうるものとする。

2 前項の計算書類等並びに財産目録については、法令の定めるところにより他の書類とともに毎事業年度の経過後3ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第53条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、同規則第28条第1項第2号に定める運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第54条 この法人が、資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が基本財産その他重要な財産の処分又は譲渡を行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

第55条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う

ものとする。

第8章 定款等の変更、合併及び解散等

(定款等の変更)

第56条 この定款は、第59条の規定を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）

第11条第1項各号に掲げる事項に係る変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

3 前項を除く公益認定法第13条各号に定める定款等の変更を行った場合は、遅滞なく内閣総理大臣に届出なければならない。

(合併等)

第57条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(解散)

第58条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第59条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、社員総会の決議により公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第60条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第9章 部会及び委員会

(部会および委員会)

第61条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、部会又は委員会を設けることができる。

- 2 部会又は委員会の委員は理事会が選任する。
- 3 部会又は委員会はいかなる場合であっても決議機関となるものではない。
- 4 部会又は委員会の設置、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第62条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第63条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 正会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (10) 事業報告書及び計算書類等
- (11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要な数値を記載した書類
- (12) 監査報告書
- (13) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の備え付け及び閲覧については、法令の定めによるほか、第64条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第64条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第65条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第66条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(委 任)

第67条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営上必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

同法同条同項に定める解散の登記の日をもって特例社団法人日本環境教育フォーラムの定款は廃止する。

2 この法人の当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理 事	阿部 治	荒木光弥	安西英明	岡島成行
	岡田康彦	川嶋 直	河原塚達樹	北野日出男
	小澤紀美子	徳永 豊	中野民夫	西村仁志
	福井光彦	渡邊浩之		
監 事	瀬田信哉	東原 豊		

3 この法人の設立登記時の代表理事は次のとおりとする。

岡島成行

4 この法人の初年度の事業年度は、第7条の規定にかかわらず、附則1に定めるこの法人の設立登記の日から当該年度の3月31日までとする。また、特例社団法人日本環境教育フォーラムの当該事業年度は解散登記の日(この法人の設立登記の日)の前日をもって末日とする。

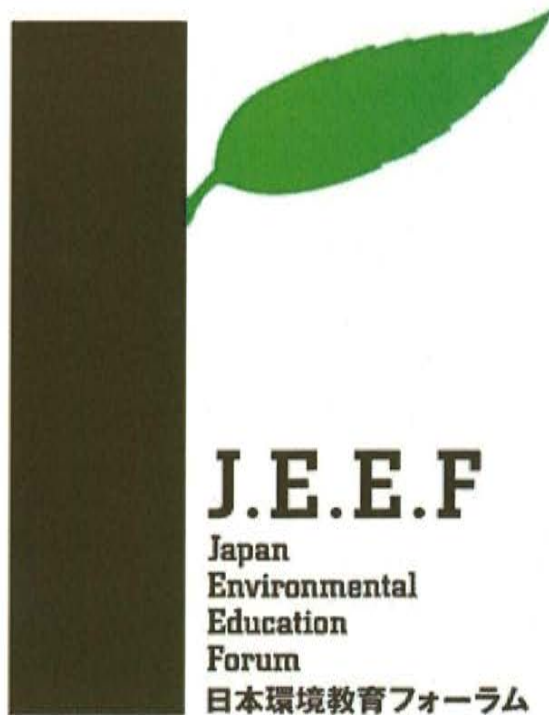
附 則

- 1 この定款変更(公告の方法の変更)は、総会の決議のあった日(平成23年6月24日)から施行する。
- 2 平成28年4月11日開催の平成28年度臨時社員総会で決議された定款変更(主たる事務所所在地の変更)は平成28年5月23日から施行する。

第23期 事業報告書・決算報告書

自2018年4月 1日

至2019年3月31日



公益社団法人日本環境教育フォーラム

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

I. 概要

日本環境教育フォーラム（以下、JEEFと言います）の2018年度の事業の概要についてご報告します。

まず、2018年度に新たにスタートした事業についてご紹介します。

(教員免許更新講習)

2018年8月と2019年3月に学習院大学で教員免許更新講習を開催しました。JEEFにとって初めての事業でしたが、過去の環境教育で蓄積してきたノウハウを取り入れた“アクティブ・ラーナー”の育成を目指した「主体的・対話的で深い学び」を実現する対話型授業の手法と、それを支える“ファシリテーターとしての教師像”研修には教員だけでなく、地域で様々な課題に取り組むNPO関係者などの参加もありました。受講者からの評価も高く、今後さまざまな形での発展を検討していきたいと思っております。

(インドネシアNGOインターンシッププログラム)

損保ジャパン日本興亜環境財団が日本で行っているCSOラーニング制度（学生をNGOにインターンとして派遣し、勉強するプログラム）のインドネシア版が2019年2月にスタートしました。JEEFは現地事務局としてプログラムの運営に当たっています。ジャカルタとボゴールに所在する10のNGOに20名のインドネシア人学生が派遣され、活動がはじまりました。どのような成果が出るか大変楽しみです。

(わたしの自然観察路コンクール)

2018年度より公益信託富士フィルム・グリーンファンドが主催する「わたしの自然観察路コンクール」の事務局を務めています。このコンクールは自分が住む町・かか万りのある地域の身近な自然の魅力を“絵地図”と“文章”で伝えようというものですが、全国の小・中・高等学校等からたくさんのご応募をいただき、そのうち28点が入賞し、さらにその中から2点が環境大臣賞を受賞しました。

(生物多様性eラーニング教材制作)

トヨタ自動車より生物多様性に関する社員教育用のeラーニング動画教材の制作を受託しました。「生物多様性とは何か」とか「生物多様性はなぜ重要か」などのむずかしいテーマをイラストやキーワードを書いたカードを使ってできるだけわかりやすく説明しています。

次に、継続事業の中から、代表的な事業について、ご説明します。

(自主事業)

2018年11月16日（金）から18日（日）まで32回目となる「清里ミーティング」を開催しました。「ESD+SDGs～未来を変える教育を考える」をテーマに全体会議やワ

ークショップが行われ、熱心な話し合いが行われました。

2013年にスタートした「東京シニア自然大学」は第6期目を終了し、本年4月には第7期がスタートしました。また、修了生を対象にした講座も6年目に入りましたが、対象者の増加に伴って講座の内容を見直す必要も感じています。

ジャパン GEMS センターの事業は地道な活動を積み重ねてきた結果、指導者養成やテキスト販売ばかりでなく、企業の社員を対象にした研修などが徐々に増加しています。今後の発展が期待されます。

(国内事業)

環境省関連では、「明日の日本を支える観光ビジョン」の10本柱の1つである「国立公園満喫プロジェクト」を進め、外国人の受入体制やニーズを意識した拠点施設等のスタッフやガイド等の人材育成を図る「国立公園満喫プロジェクト人材育成支援業務」の他、「森里川海の恵みを次世代に伝えるプログラム実施業務」、「教員向けのカリキュラムデザイン研修事業」などを引き続き受託することができました。

企業との協働では、「市民のための環境公開講座」(損害保険ジャパン日本興亜、損保ジャパン日本興亜環境財団)、「王子の森自然学校」(王子ホールディングス)、「若武者育成塾」(アサヒグループホールディングス)、「きのこ・たけのこ里山学校」(明治)、「SAVE JAPAN プロジェクト」(損害保険ジャパン日本興亜、日本NPOセンター)などの事業を引き続き実施しました。

(国際事業)

経団連自然保護協議会創設25周年記念特別助成事業である「SATO YAMA UMI プロジェクト」は2年目に入りました。バードライフ・インターナショナル東京およびコンサベーション・インターナショナル・ジャパンと協働してアジアの6か国・地域における生物多様性保全のための人材育成事業も本格化してきました。特に、日本の若者5名をインターンとしてサモア、ニューカレドニア、インドネシア、カンボジアに派遣し、現地での活動に参加してもらうプログラムは特筆されます。インターン期間終了後、2019年3月に東京で「SDGs ユースサミット」と銘打ったシンポジウムを開催し、現地での体験を踏まえて新しい「働き方」について討議しました。

バングラデシュのスンダルバンス地方のハチミツ収集人の環境教育による生計向上と環境保全の両立を図る事業(外務省のNGO連携資金協力)は3年目の最終年度を終了し、成果を挙げることができました。

また、環境省より「日中韓環境教育ネットワーク(TEEN)事業」を引き続き受託し、10月に北九州市で政府円卓会議、シンポジウム、ワークショップなどを開催しました。

さらに、環境再生保全機構の地球環境基金の環境ユース海外派遣研修事業の事務局を務めました。インドネシアに駐在するJEEFスタッフが中心となって企画した充実したプログラムを9名の学生と若手NGOスタッフに提供し、高い評価を得ることができました。

(その他)

SCSK 社の「ちょこサポ」プロジェクト(企業版のプロボノ)の支援により、Salesforce プログラムの JEEF 向けカスタマイズが行われ、業務の効率化が図られつつあります。

(2019 年度に向けて)

2017 年度、2018 年度と 2 年続けて黒字を確保できたとは言え、JEEF の経営基盤は依然として不安定な状況に置かれています。2019 年度は業務効率化によって浮いた時間を新規事業開拓に充てて参ります。特に社会の注目を集めている国連の SDGs (持続可能な開発目標) を JEEF の事業につなげる具体的な取り組みを進め、成果を出して行きたいと考えています。

ご支援をいただいているみなさまには、引き続き、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

II. 会員、理事、事務局等

1. 会員数 (2019 年 3 月 31 日現在) :

特別会員 / 11 名 (+3, -0)

正会員 / 個人 56 名 (+1, -4)

団体 9 団体 (+0, -0)

普通会員 / 個人 382 名 (+68, -51)

団体 41 団体 (+1, -2)

学生 23 名 (+8, -5)

賛助会員 / 11 団体 (+0, -1)

2. 理事

理事総数 12 名

3. 事務局

期初、常勤役員(理事長・理事) 2 名、職員 13 名(インドネシア駐在員 1 名、出向受職員 1 名を含む)、臨時職員 1 名でスタートし、期末に常勤役員(理事長・理事) 2 名、職員 14 名(インドネシア駐在員 1 名、出向受職員 1 名を含む)、臨時職員 1 名となりました。

Ⅲ. 会議等

1. 総会

イ. 2018年度定時社員総会

日時 2018年6月27日(金)午後4時~5時30分

場所 日能研西日暮里ビル 6階会議室

正会員総数 69名のうち出席正会員数 56名

内訳 役員出席 理事12名 監事2名(内理事委任状出席4名)

その他出席 個人34名(内委任状出席23名)

団体8名(内委任状出席6団体)

議決事項

第1号議案 第22期事業報告書(案)及び決算報告書(案)について

第2号議案 理事・監事の選任について

報告事項

第23期事業計画及び収支予算について

2. 理事会

イ. 2018年度 第1回通常理事会

日時 2018年6月7日(月)午後3時30分~5時30分

場所 日能研西日暮里ビル 6階 会議室

役員総数 16名(理事14名・監事2名)

出席役員 14名 内訳 理事12名 監事2名

議決事項

第1号議案 2017年度(第22期)事業報告書(案)及び決算報告書(案)の件

第2号議案 定時社員総会開催の件

第3号議案 理事・監事候補の件

第4号議案 正会員の入会の件

報告事項

・2017年度下半期の業務執行状況について

・理事または理事が関与する団体との取引について

ロ. 2018年度 臨時理事会

日時 2018年6月27日(水)午後5時30分~5時45分

場所 日能研西日暮里ビル 6階 会議室

役員総数 14名(理事12名・監事2名)

出席役員 8名 内訳 理事7名 監事1名

議決事項

第1号議案 理事の役職の件

第2号議案 代表理事・業務執行理事選任の件

ハ. 2018年度 第2回臨時理事会

日時 2018年10月31日(水) 午前10時~11時45分

場所 日能研西日暮里ビル 6階 会議室

役員総数 14名(理事12名・監事2名)

出席役員 8名 内訳 理事7名 監事1名

議決事項

第1号議案 特別会員推薦の件

報告事項

- ・2018年度上半期事業執行状況の件
- ・2018年度年度末見込みの件
- ・短期運転資金の借入れの件
- ・理事及び理事の関与する団体との取引の状況の件

二. 2018年度 第2回通常理事会

日時 2019年3月19日(火) 午後3時~5時15分

場所 日能研西日暮里ビル 6階 会議室

役員総数 14名(理事12名・監事2名)

出席役員 10名 内訳 理事9名 監事1名

議決事項

第1号議案 2019年度(第24期)事業計画(案)及び収支予算(案)及び資金調達及び設備投資見込み(案)について

第2号議案 2019年度機構改革について

第3号議案 2019年度部長人事について

第4号議案 常勤理事の年俸について

第5号議案 職員就業規程の改定について

報告事項

- ・2018年度下半期業務遂行状況について
- ・2018年度年度末見込みについて
- ・運転資金の短期借入れについて
- ・職員の退職・採用について

IV. 附属明細書

第23期(2018年4月~2019年3月)における附属明細書は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する『事業報告の内容を補足する重要な事項』はありませんので作成していません。

2018年度事業内容	
事業名	事業内容
公益目的事業	
調査・資料収集・情報提供事業	
ネットワーク整備・運営管理	ホームページ運営、自然体験プログラム検索・紹介、各事業ブログ管理、メルマガなどを発信。
機関誌「地球のこども」発行	JEEFの活動状況やその他環境教育に関する動き・イベントなどの情報を提供。
森里川海の恵みを次世代につなげるプログラム	2017年度に企画制作した読本『森里川海大好き!』を2018年度は印刷製本、全国の小学校に配布し、読書感想文を募集、3月には授賞式を行った。
環境教育事業	
王子の森自然学校	王子ホールディングス(株)が所有する社有林を主なフィールドとして、子ども達を対象に林業体験、紙漉き、工場見学など環境教育プログラムを企画・運営実施。(王子ホールディングス)
SAVE JAPANプロジェクト	日本NPOセンター経由で損害保険ジャパン日本興亜の資金を活用し、東京・山梨・島根、各地域の団体と協働して生物多様性を守る活動を実施。(損害保険ジャパン日本興亜)
ニッスイ海とさかな	朝日小学生新聞の主催、ニッスイの協賛で、小学生を対象に葉山海岸で自然観察を実施。
私の自然観察路コンクール	小中高校生を対象に身近な自然の面白さを発見し、絵地図と文章で表現した作品を募集、審査表彰、自然を大切にすることを目的に実施。(公益信託富士フィルムグリーンファンド)
市民のための環境公開講座	損害保険ジャパン日本興亜、損保ジャパン日本興亜環境財団と共催で、地球環境問題等の連続講座・特別講座を開催。
豊島区再生可能エネルギー講座	豊島区民を対象に再生可能エネルギー問題を、GEMSの手法を生かすなど、楽しみながら学ぶ基礎講座を運営。
東京シニア自然大学(本科)	シニアを対象に自然を体系的に学ぶ1年間の講座を実施。(第6期)
東京シニア自然大学(修了生コース)	本科の修了生を対象に開講、フィールド学習を中心に実施。
若武者育成塾	アサヒグループホールディングス共催による高校生向け環境研修。参加者は広島県庄原市と三次市で合宿形式による体験学習の後、それぞれの地元で環境活動を計画、実施。
教職員等環境教育・学習推進リーダ養成研修	学校や地域で環境教育に携わる者を対象に現場のニーズに応じた多種多様な研修会を提供。具体的には、カリキュラムデザインコース・プログラムデザインコース・振り返り会議を実施した。
国立公園満喫プロジェクト人材育成支援業務	国立公園へのインバウンド来訪者が2020年度1000万人になることを目指し、自然解説に関わる拠点施設のスタッフや地域でエコツーリズムの普及に関わる人材の育成を図る研修設計と運営実施。
教員免許状更新のための環境教育研修	全ての教員は10年毎に免許更新講習の受講が義務付けられた(2009年より)。更新には必修&選択必修=12時間&選択=18時間合計30時間の受講が必要。JEEF主催として今年度から選択18時間の講座を開講、8月と3月の2回で110名が受講し好評を得た。
清里ミーティング	清里キープ協会にて体験活動型を含むワークショップなどを2泊3日で開催。2018年度は「ESD+SDGs〜未来を変える教育を考える」をテーマに全体会議を実施。
環境・科学教育普及事業	
GEMS普及プロジェクト	GEMSのプログラムや手法を活用した体験学習、ワークショップを開催。
GEMS明電舎120周年記念事業	中学校理科単元において科学的な思考を育てる特別授業に関するプログラムを実施、又従業員への事前教育等、事業全般のコンサルティングを担当。
GEMSテキスト販売	GEMS研修実施などに合わせてGEMSテキストを販売。
GEMSブータン調査	ブータンでGEMSの手法を使った環境教育が展開可能か調査を実施。
海外環境教育等交流支援事業	
日中韓における環境教育協力推進事業(TEEN)	日本・中国・韓国での環境教育に関する情報交換を通じて三か国の環境教育面における協力を推進。(環境省)
バングラデシュスングルバンスの零細蜂蜜収集人生計向上プロジェクト(外務省NGO連携資金協力)	バングラデシュのスングルバンス地域のハチミツ収集人を対象に技能向上研修を行うとともにハチミツを協同販売する組合をつくり自立的な生計向上を目指す取り組みを実施。(外務省)
インドネシア村落における環境教育、生活環境向上支援事業	インドネシアの世界遺産指定地域周辺村落において、自然資源利用による地域住民の生活向上を支援し、自然環境保全を達成する活動を実施。(経団連自然保護基金)
タイ北部における環境教育教材開発:森の中の黒板	タイ北部(チェンマイ県)生物多様性保全に関する普及啓発のための教材を作成し、同教材を使用した教員研修を実施。(経団連自然保護基金)

Bangladesh 生物多様性教材開発事業	Bangladesh 生物多様性保全のための学習教材等を開発し、小学校の教員を対象とした研修を実施。(トヨタ環境活動助成プログラム)
ブータン チェレラ峠 生物多様性保全調査	チェレラ峠に生息する野生生物を調査し、情報を基にガイドブックを作成するなどして、情報を対外的に発信、普及啓発を行う。(トヨタ環境活動助成プログラム)
KNCF25周年記念人材育成事業	経団連自然保護協議会創設25周年特別助成事業としてアジアの6か国・地域における生物多様性保全のための人材育成事業をバードライフ・インターナショナル東京およびコンサベーション・インターナショナル・ジャパンと協働で実施。(経団連自然保護基金)
Bangladesh の廃棄物収集人を対象にした対象廃棄物管理改善プロジェクト	Bangladesh の廃棄物収集人(ウエイストピッカー)を対象にした研修等、廃棄物の管理改善を図るプロジェクトを実施。(三井物産環境基金)
Bangladesh ・スンドルバンス地域沿岸流域保全	Bangladesh ・スンドルバンスの漁師関係者及び沿岸流域小中学校を対象とし、「植林」や「絵画コンテスト」等の環境教育活動及び「マングローブビクルス」等の非木材林産物の開発を通じて里海保全に対する意識を向上を図るための取組みを実施。(イオン財団)
環境ユース海外派遣研修(インドネシア)	日本の学生・若手NGOスタッフをインドネシアに派遣し、現地の環境問題について学ぶとともに今後の環境活動に繋げる研修事業を実施。(環境再生保全機構)
インドネシアにおける環境教育人材育成	ジャカルタ、ボゴールの大学生20名を当地の10の環境NGOにインターンとして派遣し、インドネシアの若手環境人材育成を図るプログラムの事務局を運営。(損保ジャパン日本興亜環境財団)
環境教育用建物貸与事業	
環境教育用建物貸与事業	宝くじ協会助成金で建設した4棟(北海道、宮城県、山梨県、岐阜県)の建物を、地元団体に貸与(使用貸借)。環境教育教育プログラムは地元団体が企画実施。
収益事業等	
環境教育受託事業	
明治きのこ・たけのこ里山学校	森林や里山をフィールドに、小学校1年生から3年生を対象として自然体験プログラムを企画・運営実施。
企業向環境教育研修事業	
トヨタ自動車eラーニング教材作成	トヨタ自動車の社員研修用に生物多様性をテーマとしたeラーニング動画教材の制作。

貸借対照表
(2019年3月31日現在)

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	8,308,048	51,873,696	△ 43,565,648
未収会費	510,000	430,000	80,000
未収金	87,109,085	56,204,485	30,904,600
前払金	356,244	7,952,117	△ 7,595,873
前払費用	0	0	0
仮払金	54,000	305,449	△ 251,449
棚卸資産	2,068,450	1,011,664	1,056,786
流動資産合計	98,405,827	117,777,411	△ 19,371,584
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	21,079,827	21,079,827	0
基本財産合計	21,079,827	21,079,827	0
(2)特定資産			
退職給付引当資産	4,265,292	3,265,292	1,000,000
特定資産合計	4,265,292	3,265,292	1,000,000
(3)その他の固定資産			
建物	32,813,960	37,259,555	△ 4,445,595
建物付属設備	3,209,378	3,764,437	△ 555,059
什器備品(一括償却資産)	50,040	159,048	△ 109,008
電話加入権	224,952	224,952	0
敷金・保証金	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
その他の固定資産合計	36,298,330	41,407,992	△ 5,109,662
固定資産合計	61,643,449	65,753,111	△ 4,109,662
資産合計	160,049,276	183,530,522	△ 23,481,246
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	28,781,003	23,788,547	4,992,456
未払費用	917,735	741,012	176,723
前受金	7,528,500	47,941,405	△ 40,412,905
預り金	1,409,275	1,366,457	42,818
仮受金	50,000	210,000	△ 160,000
未払消費税	3,437,200	2,826,800	610,400
未払法人税等	70,000	70,000	0
短期借入金	35,000,000	25,000,000	10,000,000
流動負債合計	77,193,713	101,944,221	△ 24,750,508
2 固定負債			
退職給与引当金	4,265,292	3,265,292	1,000,000
固定負債合計	4,265,292	3,265,292	1,000,000
負債合計	81,459,005	105,209,513	△ 23,750,508
III 正味財産の部			
指定正味財産	0	0	0
一般正味財産	78,590,271	78,321,009	269,262
正味財産合計	78,590,271	78,321,009	269,262
負債及び正味財産合計	160,049,276	183,530,522	△ 23,481,246

正味財産増減計算書
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	2,102	2,102	0
② 受取入会金	20,000	70,000	△ 50,000
③ 受取会費	6,474,490	6,575,328	△ 100,838
正会員受取会費	1,780,000	1,740,000	40,000
普通会员受取会費	2,694,490	2,735,328	△ 40,838
賛助会員受取会費	2,000,000	2,100,000	△ 100,000
④ 事業収益計	185,111,520	170,371,648	14,739,872
調査・資料収集・情報提供事業	14,055,323	16,950,551	△ 2,895,228
環境教育事業	90,171,342	80,614,938	9,556,404
環境科学教育普及事業	9,535,655	7,231,862	2,303,793
海外環境教育等交流事業	64,822,867	62,006,368	2,816,499
環境教育受託事業	3,961,333	1,782,000	2,179,333
企業等環境教育研修事業	2,565,000	1,785,929	779,071
⑤ 受取民間助成金	33,704,498	44,075,030	△ 10,370,532
⑥ 受取寄付金等	3,070,661	10,131,263	△ 7,060,602
⑦ 雑収益	307,083	664,776	△ 357,693
経常収益計	228,690,354	231,890,147	△ 3,199,793
(2) 経常費用			
① 事業費計	184,595,480	186,899,388	△ 2,303,908
役員報酬	3,413,813	3,684,769	△ 270,956
給料手当	44,856,486	45,210,643	△ 354,157
臨時雇賃金	2,574,821	3,274,971	△ 700,150
諸謝金	24,946,451	23,645,912	1,300,539
委託費	63,984,922	67,896,316	△ 3,911,394
旅費交通費	30,728,908	27,971,148	2,757,760
通信費	2,455,348	1,815,863	639,485
消耗品費等	2,214,714	3,320,579	△ 1,105,865
印刷製本費	3,636,555	2,699,766	936,789
広告宣伝費	1,765,681	1,439,924	325,757
会議費	1,148,332	1,018,929	129,403
借損料	2,400,153	2,195,985	204,168
保険料	1,052,164	1,396,280	△ 344,116
雑費	473,918	1,019,195	△ 545,277
棚卸資産期首棚卸高	26,884,483	27,206,723	△ 322,240
棚卸資産期末棚卸高	△ 24,394,148	△ 26,884,483	2,490,335
単行本在庫調整勘定戻入	△ 25,872,819	△ 25,885,951	13,132
単行本在庫調整勘定繰入	22,325,698	25,872,819	△ 3,547,121

正味財産増減計算書
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

科目	当年度	前年度	増減
②管理費計	43,825,612	43,117,311	708,301
役員報酬	1,463,062	1,734,005	△ 270,943
給料手当	6,778,051	6,591,670	186,381
退職給付費用	2,320,000	1,320,000	1,000,000
法定福利費	8,129,435	8,824,113	△ 694,678
通勤費	2,355,780	2,375,070	△ 19,290
福利厚生費	122,056	141,319	△ 19,263
会議費	70,837	175,960	△ 105,123
交際費	3,780	0	3,780
旅費交通費	1,192,453	1,377,131	△ 184,678
通信運搬費	811,149	557,125	254,024
建物減価償却費	4,445,595	4,445,595	0
建物付属設備減価償却費	555,059	637,898	△ 82,839
什器備品減価償却費	109,008	109,008	0
消耗什器備品費	295,394	160,609	134,785
消耗品費	1,456,550	1,166,457	290,093
修繕費	10,692	0	10,692
広告宣伝費	499,728	788,015	△ 288,287
賃借料	3,240,000	3,240,000	0
保険料	10,900	0	10,900
支払手数料	2,229,856	2,160,726	69,130
租税公課	5,877,750	4,630,700	1,247,050
諸会費	124,800	117,000	7,800
図書研究費	59,020	681,530	△ 622,510
リース料	1,072,440	986,256	86,184
支払利息	311,397	251,878	59,519
雑費	280,820	645,246	△ 364,426
經常費用計	228,421,092	230,016,699	△ 1,595,607
当期經常増減額	269,262	1,873,448	△ 1,604,186
2 經常外増減の部			
(1) 經常外収益	0	0	0
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用	0	0	0
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	269,262	1,873,448	△ 1,604,186
一般正味財産期首残高	78,321,009	76,447,561	1,873,448
一般正味財産期末残高	78,590,271	78,321,009	269,262
II 指定正味財産増減の部			
(1) 受取寄付金	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	52,254	△ 52,254
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	78,590,271	78,321,009	269,262

《財務諸表に対する注記》

1. 重要な会計方針

- ① 棚卸資産の評価: 低価法(洗替法)によっている。
- ② 固定資産の減価償却の方法: 建物は定額法、建物付属設備及び什器備品は定率法によっている。但し耐用年数5年を過ぎた什器備品については残存価格1円になるまで定額償却している。
- ③ 引当金の計上基準: 職員の退職規程に基づく期末要支給額を基に算定しているが、今期は一部を計上した。
- ④ 消費税の会計方式: 税込み方式によっている。
- ⑤ 貸借対照表の資産の部の棚卸資産の額: 単行本在庫調整勘定を控除した額を表示、調整勘定の額は正味財産増減計算書に表示している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額、残高

(単位: 円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	21,079,827	0	0	21,079,827
特定資産				
退職給付引当資産	3,265,292	1,000,000	0	4,265,292
合計	24,345,119	1,000,000	0	25,345,119

3. 固定資産の取得原価、減価償却累計額及び当期末残高

(単位: 円)

固定資産科目の物件	取得原価	減価償却累計額	当期末残高	* 当期減価償却額等
建物4施設	107,381,572	74,567,612	32,813,960	4,445,595
建物付属設備4施設	43,461,290	40,251,912	3,209,378	555,059
一括償却資産	176,904	176,904	0	58,968
一括償却資産	150,120	100,080	50,040	50,040
電話加入権	224,952	0	224,952	0
合計	151,394,838	115,096,508	36,298,330	5,109,662

4. 受取民間助成金の内訳並びに交付者

(単位: 円)

助成金等の名称等	交付者	金額
経団連自然保護基金創設25周年特別基金	公益信託経団連自然保護基金	20,000,000
インドネシア村落環境教育生活環境向上支援	公益信託経団連自然保護基金	2,673,000
タイ北部における環境教育教材開発事業	公益信託経団連自然保護基金	2,583,000
プータンチェラ峠生物多様性保全調査	トヨタ自動車株式会社	3,471,495
Bangladesh 生物多様性教材開発事業	トヨタ自動車株式会社	2,446,613
Bangladesh 都市部のWestヒッカーを対象とした地域社会内廃棄物管理改善プロジェクト	三井物産環境基金	1,200,000
Bangladesh 沿岸流域保全	公益財団法人イオン環境財団	1,000,000
Bangladesh 里山保全	地球環境戦略研究所 (IGES)	330,390
合計		33,704,498

財産目録
(2019年3月31日現在)

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
流動資産	現金	手元保管	小口現金	472,794
	普通預金	三菱UFJ銀行新宿支店	事業・管理費等に充てるための資金	6,896,579
	普通預金	巢鴨信用金庫西日暮里支店	事業・管理費等に充てるための資金	263,285
	定期積金	巢鴨信用金庫西日暮里支店	事業・管理費等に充てるための資金	220,000
	郵便振替		事業・管理費等に充てるための資金	455,390
	未収会費	正会員6人1団体	2008年度～2018年度会費未納額	510,000
	未収金	環境省他14件	2018年度受託事業等未収分	87,109,085
		フジ弘報社	シニア自然大学本科次年度広告掲載料	194,400
		プリントコミュニケーション	シニア自然大学本科次年度募集パンフレット印刷費	85,000
		エバープロテクト	行事保険概算払い残額	54,844
		エコギャラリー新宿	シニア自然大学本科次年度会場費	22,000
	仮払金	社会保険労務士法人C2M	サービス利用契約締結預け金	54,000
	棚卸資産	JEEF事務局・保管倉庫	期末在庫商品24,394,148円 単行本在庫調整勘定 △22,325,698円	2,068,450
	流動資産合計			98,405,827
固定資産	基本財産(定期預金)	三菱UFJ銀行新宿支店	公益を目的とした事業に充てるための保有財産	21,079,827
	特定資産(普通預金)	三菱UFJ銀行新宿支店	職員の退職金に備えた預金	4,265,292
	固定資産計			25,345,119
その他固定資産	建物	山梨県北杜市長坂町	自然体験指導者育成のための研修施設	6,810,843
	建物	宮城県栗原市栗駒町	自然体験指導者育成のための研修施設	7,453,869
	建物	岐阜県高山市清見	自然体験指導者育成のための研修施設	8,057,700
	建物	北海道寿都郡黒松内町	自然体験指導者育成のための研修施設	10,491,548
	建物合計			32,813,960
	建物付属設備	山梨県北杜市長坂町	上記研修施設厨房設備その他付属設備	526,025
	建物付属設備	宮城県栗原市栗駒町	上記研修施設厨房設備その他付属設備	761,150
	建物付属設備	岐阜県高山市清見	上記研修施設厨房設備その他付属設備	1,023,943
	建物付属設備	北海道寿都郡黒松内町	上記研修施設厨房設備その他付属設備	898,260
	建物付属設備合計			3,209,378
	什器備品	一括償却資産		50,040
	電話加入権	NTT東日本	電話加入権 内公益目的保有財産82%	184,461
			収益事業管理費に充てる財産18%	40,491
	電話加入権合計			224,952
	その他固定資産計			36,298,330
	固定資産合計			61,643,449
	資産合計			160,049,276
流動負債	未払金	トクビエコツアーリズム協会・矢田誠(一社)鎮守の森コミュニティ推進協議会・タイチェンマイ大学・岡部会計事務所・トクビホールアース研究所 その他33件	2018年度事業費未払分	28,781,003
	未払費用	日本年金機構他	社会保険事業主負担分(4/1引落分)その他5件	917,735
	前受金	トヨタ自動車・日本NPOセンター・シニア自然大学7期生20名・GEMSリーダーワークショップ参加費13名	次年度助成金・受講料・参加費・正会員会費	7,528,500
	預り金	職員・講師他	源泉税・住民税・社会保険料他	1,409,275
	仮受金	日能研	GEMSテキスト	50,000
	未払法人税等		法人住民税均等割り・消費税	3,507,200
	三菱UFJ/新宿支店		短期借入金	30,000,000
	巢鴨信金/西日暮里支店		短期借入金	5,000,000
	流動負債合計			77,193,713
固定負債	退職給与引当金	職員に対するもの	職員の退職金に備えるもの	4,265,292
	固定負債合計			4,265,292
	負債合計			81,459,005
	一般正味財産			78,590,271
	正味財産合計			78,590,271